

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

今年には女性参政権行使から71年になる。しかし、列国議会同盟（IPU）の世界女性国会議員データ（2016年11月1日現在）によると、世界全体で女性議員の割合は、下院23.0%、上院22.4%であるが、日本は衆議院9.3%（193カ国中159位）、参議院20.7%（77カ国中41位）と極めて低い現状にある。

自治体議会においても、都道府県議会議員のうち女性議員は263人（9.9%）、市区町村議会議員のうち女性議員は3,907人（12.9%）（総務省調査、2016年12月31日現在）にすぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、20.6%（2015年6月現在）にも上っている。

社会経済情勢が大きく揺れ動き、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、少子化、高齢社会、社会保障、食糧・環境問題など重要な政治課題について、公平で持続的な施策が求められるなか、政策決定の場に女性の参画は不可欠である。また、現政府は、女性の活躍推進を大きく掲げており、女性議員の増加はまさに焦眉の課題にほかならない。

諸外国に目を向けると、女性の議員を増やすための法制度を整備している国々は、目覚ましい効果をあげており、日本も学ぶべきである。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を要望する。

記

1. 国・自治体の両議会において、女性議員の増加を促し、政策の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（案）」の早期成立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月29日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 野田 聖子 様

法務大臣 上川 陽子 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画） 松山 政司 様

内閣府特命担当大臣（地方創生） 梶山 弘志 様